

75 歳以上と 65 歳～ 74 歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成 23 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。7 月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成 25 年 7 月 31 日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので洞爺湖町住民課国保医療グループまでお申し出ください。
- 今回から、うら面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

保険証の色は変わりません（黄色です）

◆医療機関での窓口負担（一部負担金）の割合

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により 1 割（一般）と 3 割（現役並み所得者）に分かれます。

『一般の方』

窓口負担 1 割

『現役並み所得者の方』

窓口負担 3 割

●「現役並み所得者」について

「現役並み所得者」とは、所得の基準でを超える場合をいいます。

① 所得の基準	住民税課税所得	145 万円
---------	---------	--------

☆ただし、収入の額がのいずれかの金額未満の場合は、市町村窓口へ申請し認定を受けると、原則申請の翌月 1 日から 1 割負担になります。

② 収入の基準	被保険者が 1 人の世帯【当該被保険者の収入額】	383 万円
	被保険者が 1 人で、同一世帯に 70 歳～ 74 歳の方がいる世帯【当該被保険者及び同一世帯に属する 70 歳～ 74 歳の方の合計収入額】	520 万円
	被保険者が複数いる世帯【同一世帯の被保険者の合計収入額】	520 万円

●医療機関へのお支払いが困難な場合

医療機関へのお支払いが困難な場合は、洞爺湖町住民課国保医療グループへご相談ください

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、医療機関へのお支払いが困難な方については、一時的・臨時的に窓口負担の減免を受けられる場合があります。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成 25 年 7 月 31 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町 1 丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
資格取得年月日	平成 20 年 4 月 1 日
発効期日	平成 20 年 4 月 1 日
交付年月日	平成 23 年 7 月 1 日
一部負担金の割合	1 割
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合